

希少野生動植物種の譲渡し等に係る課題と 検討の方向性について

令和 7 年 1 0 月
環境省自然環境局野生生物課

- 令和5～6年度に実施した絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 施行状況評価会議では、希少野生動植物種の流通に係る以下6つの項目について検討。
- 現状と課題及び課題の解決に向けて考えられることについて絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行状況評価報告書（令和7年6月27日公表）にとりまとめた。

- ① 生体の登録における個体識別措置
- ② 生体の登録における更新制度
- ③ 象牙の取引規制
- ④ ペット流通種の取引規制
- ⑤ 交雑個体の取扱い
- ⑥ 種の保存法に基づく規制の監視について

① 生体の登録における個体識別措置

■ 現状と課題

平成29年の種の保存法改正では、個体識別が必要かつ可能な国際希少野生動植物種の生きている個体については、個体等登録において個体識別措置をとることが義務化された。これにより個体と登録票との対応関係の徹底を図る制度となっている。一方、以下が課題として挙げられた。

- ① 個体サイズ（飼育下繁殖だと野生個体より小さいこともある）や老齢等のやむを得ない事情によって個体識別措置（マイクロチップの挿入）が難しい場合がある
- ② 個体識別が必要であるが技術的に困難な種について対応できていない
- ③ エキゾチックアニマル等へのマイクロチップ挿入技術が十分認知されていない

国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る個体識別措置の細目を定める件（平成30年4月3日 環境省告示第35号）（抜粋）

第2条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第11条第3項に規定する環境大臣が定める措置は、次の各号に掲げる国際希少野生動植物種の種ごとに当該各号に定めるとおりとする。

一 規則第11条第3項第1号（多くの哺乳綱）、第3号（多くの爬虫綱）又は第4号（オオサンショウウオ属）に掲げる種

国際希少野生動植物種の種類ごとに別表埋込み部位欄に定める部位にマイクロチップの埋込みを行うこと。

二 規則第11条第3項第2号（鳥綱）に掲げる種

国際希少野生動植物種の種類ごとに別表埋込み部位欄に定める部位にマイクロチップの埋込みを行い、又は脚部に文字若しくは数字又はこれらの組合せからなる3桁以上の番号を刻印した脚環（金属製であって、容易に取り外すことができないものに限る。）を装着すること。

別表（第2条関係）

種名	埋込み部位
一 哺乳綱	
偶蹄目全種、食肉目全種、翼手目全種、有袋目全種、カンガルー目全種、うさぎ目全種、バンダイクート目全種、奇蹄目全種、霊長目全種又は齧歯目全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下
貧歯目全種又は有鱗目全種	左右の肩甲骨の間又は両後肢の間の尾の付け根上方の皮下
長鼻目全種	尾の基部の皺壁の左側
二 鳥綱全種	頸の付け根の皮下又は左胸筋内
三 爬虫綱	
わに目全種	左前方後頭部皮下
むかしとかげ目全種、とかげ亜目（どくとかげ科、たてがみとかげ科、おおとかげ科及びわにとかげ科に限る。）全種	左鼠径部
へび亜目全種	総排せつ孔より前の左体側皮下
かめ目全種	左後肢皮下
四 両生綱	
有尾目（おおさんしょううお科に限る。）全種	左肩から頸部にかけての皮下

① 生体の登録における個体識別措置

■ 課題の解決に向けて考えられること

① 個体識別措置対象の見直し

国内の飼育下繁殖個体のサイズ等個体識別措置が困難な個体の特徴や違法取引の実態を把握した上で、必要に応じて個体識別措置の対象を見直す。（省令改正に該当（施行規則第11条））

② 個体識別措置の代替手法の検討

個体識別措置が必要だが困難な個体について、代替措置の必要性と手法について検討し、必要に応じて代替措置の使用を認める判断基準や運用方法等について具体化する。

③ マイクロチップ挿入に関する技術的課題の把握と認知向上

エキゾチックアニマルへのマイクロチップ挿入について技術的課題を調査し適切な対応方法を検討する。

② 生体の登録における更新制度

■ 現状と課題

平成29年の種の保存法改正で、生きている個体の個体等登録の5年ごとの更新手続き制度が創設され、登録票の使いまわし等の不正は困難となった。一方、更新制度の導入に伴い以下のような事例が確認されている。

- 譲受け等から30日以内の実施が義務づけられている届出が提出されていない
- 匿名性の高い取引により譲渡者の適正な情報が記載されていない届出がある

■ 課題の解決に向けて考えられること

① 更新制度等の周知

更新制度や登録内容変更に係る届出制度を含む個体等登録に係る手続き全般について、登録期限前に更新を促す案内を出すなど、希少種の取扱業者やその顧客に対する周知を行う。

② 個体等登録手続きの見直し

制度の周知に加えて、手続きを適切に実施してもらうよう促すための手法についても検討する。

③象牙の取引規制

■現状と課題

平成29年度の種の保存法改正では、象牙を取り扱う事業者は、特別国際種事業者として登録が必要となるとともに、所有する全形牙の個体等登録が必要となった。また併せて、全形牙の個体等登録には放射性炭素年代測定法による年代測定結果等の規制適用日以前の適法な取得を客観的に証明できる書類の提出を求める運用とした（令和元年7月より）。これにより、全形牙の譲渡し等について管理がより厳格化されたが、全形牙の個体等登録件数は減少した。

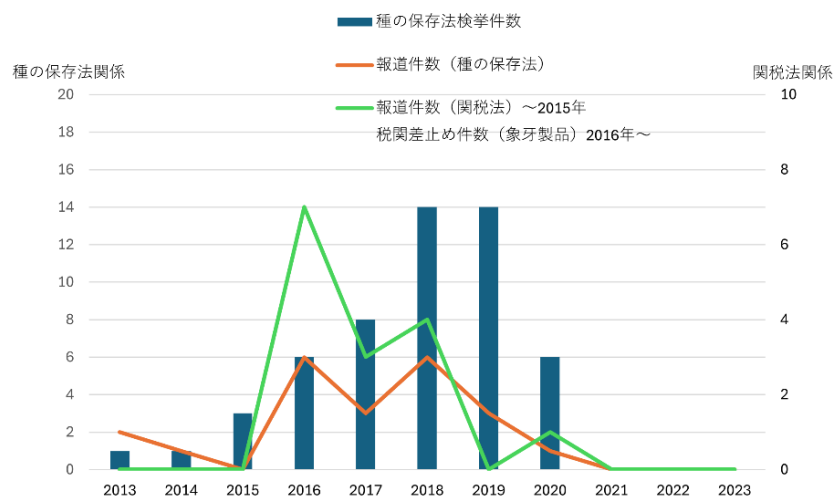
この全形牙の個体等登録件数の激減が、国内における象牙の取引実態や在庫の把握にどのような影響を及ぼし、種の保存（ゾウの保全）に寄与しているか、慎重に分析すべきといった意見が施行状況評価会議委員からあげられたほか、放射性炭素年代測定法では今後規制前取得かどうか判別できなくなるおそれがあることが課題である。

●全形牙の年間登録及び登録票返納本数

	登録本数	返納本数
平成27（2015）年	2,157（8）	781（11）
平成28（2016）年	1,687（11）	1,295（9）
平成29（2017）年	1,414（30）	1,199（0）
平成30（2018）年	2,616（32）	1,425（6）
平成31・令和元（2019）年	2,291（31）	891（3）
令和2（2020）年	68（2）	248（3）
令和3（2021）年	78（0）	168（1）
令和4（2022）年	71（0）	181（0）
令和5（2023）年	93（0）	65（0）

（注）括弧内はアジアゾウの内数を示す

●日本における象牙・象牙製品の摘発件数



■ 課題の解決に向けて考えられること

① 適法な取得を客観的に証明できる書類の導入による効果検証

制度変更前後での全形牙の個体等登録申請状況の変化や特別国際種事業者への具体的な影響等について把握した上で、本制度が適切かどうかについて検討し、必要に応じて制度の見直しを検討する。

② 放射性炭素年代測定法に係る情報収集

測定分析事業者等と技術的な観点からの情報共有や意見交換を継続して行う（必要に応じて別の手法を検討か）。

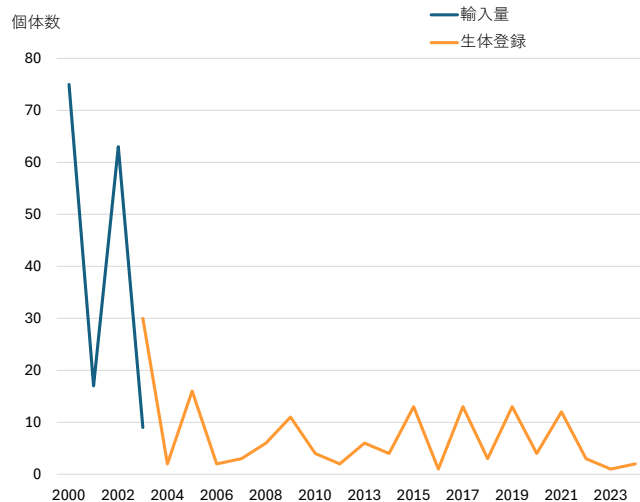
④ ペット流通種の取引規制

■ 現状と課題

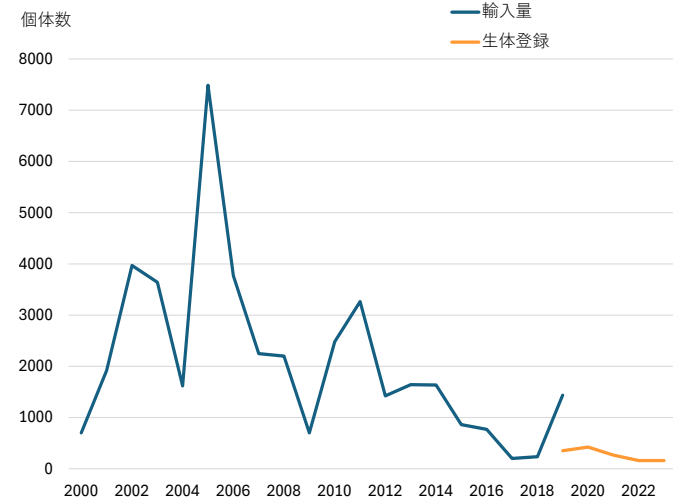
規制前取得された長寿命のペット流通種について、平成12（2000）年以降の輸入状況と種の保存法に基づく個体等（生体）登録状況（国内の流通概況）に乖離があることが確認された。

そういった個体が飼養者の逝去や入院等やむを得ない事由により一時的に他者に預ける又は他者に譲渡す際、個体等登録の要件を満たせずに譲渡しができない事例が発生している。やむを得ないケースにおいて合法的に譲り渡す手段がないことで適正な流通管理に支障をきたすおそれがある。

● 長寿命ペット種の輸入状況と個体等登録状況例



キエリボウシインコ（規制開始：2003年。CITES登録繁殖施設あり）



インドホシガメ（規制開始：2019年。CITES登録繁殖施設なし）

■ 課題の解決に向けて考えられること

① 個体等登録の推奨

終生飼養を予定している者にも、将来飼養が困難となる事態に備えて個体等登録をする・更新をすることを推奨するため、動物取扱業者等と協力した周知を行う。

② やむを得ない事情による譲渡し等に係る対応の検討

やむを得ない事情により飼養できなくなった個体の譲渡しの取り扱い等について、対応を検討する。

⑤ 交雑個体の取扱い

■ 現状と課題

ワシントン条約では一定の条件を満たす附属書掲載種の交雑個体を掲載種と同様に扱っているが、種の保存法では規制対象になっていない。

そのため、違法に輸入した個体等であっても意図的に交雑させればその繁殖仔を国内で流通させることが可能であり、**原産地又は我が国における希少種の生息等に大きな影響を与える可能性があるが、現時点でそのような事例は確認されていない。**

● 交雑個体の流通事例

オウム目	<ul style="list-style-type: none">➤ 多くの種は世界で広く愛玩目的で飼育されており、希少性を付加価値とした交雑個体も取り引きされるなか、系統だった繁殖管理が行われていないケースも確認されている。➤ コバタンなどでは飼育下繁殖個体の大半が亜種間雑種となっている状況のほか、CITES附属書I掲載種の交雑個体の販売例として、ミカヅキインコ×テンニョインコ、オオバタン×アオメキバタンの交雑個体が確認されている。➤ コスタリカなどでは、野外におけるインコ類の交雑個体の定着が報告されており、在来種との交配を通じて遺伝子汚染を引き起こす可能性等が懸念されている。
ハヤブサ目	<ul style="list-style-type: none">➤ 競技用途（鷹狩り、トライアル競技等）に適した性質を得るため、CITES登録繁殖施設等で繁殖した個体を親として、人工的に種間交雑が行われている。➤ シロハヤブサ×セイカーハヤブサ、シロハヤブサ×ラナーハヤブサ、ハヤブサ×コチョウゲンボウ、シロハヤブサ×ハヤブサなどの組合せが知られる。➤ 欧州連合の6カ国では、交雑猛禽類の鷹狩り使用が禁止されるなど、遺伝子汚染防止に向けた取組が既に進められている。

■ 課題の解決に向けて考えられること

① CITES附属書掲載種の交雑個体に係る情報収集

野外における在来種の保存を脅かす可能性がある交雑個体の有無、原産地の野生下で安定した個体群の形成が報告された交雑個体について移入した場合の影響の大きさ等を踏まえて国内での対応の必要性を検討する。

⑥種の保存法に基づく規制の監視

■ 現状と課題

平成25年の種の保存法改正により、希少野生動植物種の個体等を販売又は頒布をする目的で「陳列」することと同等に譲渡し等につながる行為として、インターネット上又は紙媒体等で「広告」することも規制の対象とされた。

近年、CtoCで取引できるECサイトの市場規模が拡大しているほか、仲介者を介した取引等もある中で、匿名性の高い取引や、追跡が困難な取引が容易になっている。**オンライン上では違反疑義行為の当事者に対する直接的な違反对応が困難な場合が多い。**

なお、大手プラットフォームの中には、種の保存法の規制対象種等の取引を禁止し、監視を強化しているところがあるものの、偽名・隠語等により意図的に監視を回避するような事例もあり、違法なインターネット取引や広告への対応が課題である。

■ 課題の解決に向けて考えられること

①プラットフォーム等関係者との連携の強化

効果的かつ効率的な監視に向けて、各種プラットフォームや販売業者、市民などを含め希少種の流通に関わる多様な主体との連携・意見交換・情報共有をより一層強化する。
その他、違法取引の防止に向けて必要な対応について検討する。

■ 施行状況評価報告書では…

● 短期的に取り組むべき制度的課題

平成29年の法改正により強化した流通規制により、**個体識別措置**による生きている個体の心身への負担の増加や、円滑な保全活動の進行に対する**手続き負担**も指摘されており、それらの解消に向けた検討を進める必要がある。

● 短・中期的に取り組むべき執行上の課題

生物多様性の保全につながる活動を促進するため、**運用面で改善できるものについては迅速に進めるべき**である。例えば、生物多様性情報として価値のある標本を後世に残すために許可手続きの柔軟な運用を行うことや、許可申請手続きをわかりやすく解説することで**手続き負担**を改善すること等が考えられる。

これまでの法改正等により、希少野生動植物種の流通管理について厳格な対応を進めてきた一方で、意図せず必要な手続きが適切に行われなかった場合や、種の保存に支障がないと考えられる譲渡し等にも規制が適用される場合がある等の課題も生じている。

対象種の効果的な保全を図っていくうえで、真に必要な手続きを求めていくことが重要であり、種の保存に向けた個体等の管理の在り方についてご意見をいただきたい。